

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公文書の開示の実施  
に要する費用を定める要綱

平成27年9月1日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合情報公開条例（平成27年伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合条例第18号。以下「条例」という。）第18条第2項に規定する公文書の写し及び送付に要する費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公文書の写しに要する費用)

第2条 条例第18条第2項に規定する公文書の写しに要する費用は別表に定めるとおりとする。

(公文書の送付に要する費用)

第3条 条例第18条第2項に規定する公文書の送付に要する費用（以下「送料」という。）は、郵送により要した実額とする。

(納付の時期)

第4条 第2条に規定する費用は、条例第16条に規定する公文書の開示の際に現金により納付するものとする。ただし、郵送による開示の場合は、あらかじめ前条に規定する送料とあわせて納付するものとする。

附 則

この告示は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公文書の種類	開示の実施の方法	金 額	
1 文書又は図面	写しの交付	A 3 以下の用紙を用いて 行なうもの	単色刷り 1 枚につき10円
			多色刷り 1 枚につき50円
	A 2、A 1 及びA 0 の用紙を用いて行なうもの	単色刷り 1 枚につき50円	
	その他公文書の性質に応じて写しを作成するもの	当該写しの作成に要した金額	
2 電磁的記録	A 3 以下の用紙に打ち出したもの		単色刷り 1 枚につき10円
			多色刷り 1 枚につき50円
	A 2、A 1 及びA 0 の用紙に打ち出したもの		単色刷り 1 枚につき50円
			多色刷り 1 枚につき70円
記録媒体に複写したもの	当該複写の作成に要した金額		

備考 用紙を使用しての交付において、両面を使用するときは、片面を1枚として計算する。